

平成24年度 第6回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成24年9月26日（水） 午後2時00分 開議

- 日程第1 承認事項 前回会議録の承認について  
（平成24年度第5回定例会）
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第38号 宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第4 議案第39号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第5 議案第40号 宮古島市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 議案第41号 「ミヤコジマソウ」の市指定文化財への指定について
- 日程第7 議案第42号 「ミヤコジマハナワラビ」の市指定文化財への指定について
- 日程第8 その他 平成24年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）について（教育費関連）

## 議案第38号

宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する  
規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年9月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

### 提案理由

宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収に係る事務手続きの効率化を図るには、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

宮古島市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則（平成17年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「園長」を「園長及び該当者」に改め、同条第2項を削る。

### 附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

議案第 39 号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 24 年 9 月 26 日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市立学校選手派遣補助金交付に係る事務手続きの効率化を図るには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱（平成23年教育委員会訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の関係書類を添え、教育委員会の定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- （1）派遣計画書
- （2）収支予算書
- （3）大会要項
- （4）選手参加者名簿等（登録人数）
- （5）成績証明書
- （6）主催者推薦書（推薦がある場合）

第11条を次のように改める。

（補助金等の請求手続及び実績報告）

第11条 申請者は、教育委員会から補助金交付の決定通知があり、かつ補助事業が完了したときは、宮古島市立学校選手派遣事業補助金請求書及び実績報告書（様式第3号）に次の関係書類を添え、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- （1）実績報告書
- （2）収支決算書
- （3）補助金請求書
- （4）補助金交付決定通知書・指令（写し）

第13条を削り、第14条を第13条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第9条関係）

〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長 殿

(申請者)

学 校 名

校 長 名

公印

担当者名

平成 年度 宮古島市立学校選手派遣補助金交付申請書

平成 年度宮古島市立学校選手派遣補助金交付について、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業名 :

2. 派遣日程 :平成 年 月 日 ~平成 年 月 日

3. 補助金交付

申請額 : 円 ( 円× 名)

4. 添付書類

(1) 派遣計画書

(2) 収支予算書

(3) 大会要項

(4) 選手参加者名簿等

(5) 成績証明書

(6) 主催者推薦書 (推薦がある場合)

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第11条関係)

〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長

殿

(申請者)

学 校 名

校長名  
担当者名

公印

平成 年度宮古島市立学校選手派遣事業請求書及び実績報告書

平成 年 月 日付、宮教委指令第 号により補助金の交付決定を受けた平成 年度宮古島市立学校選手派遣事業が完了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり請求及び報告します。

記

- |   |            |    |    |
|---|------------|----|----|
| 1 | 補助金交付決定額   |    | 円  |
| 2 | 補助金精算額     |    | 円  |
|   | 減額         | (△ | 円) |
|   | 減額理由       |    |    |
| 3 | 添付書類：      |    |    |
|   | (1) 実績報告書  |    |    |
|   | (2) 収支決算書  |    |    |
|   | (3) 補助金請求書 |    |    |

様式第4号中「様式第4号（第14条関係）」を「様式第4号（第13条関係）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年9月1日から施行する。

議案第40号

宮古島市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年9月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

提案理由

社会教育指導員の勤務時間を定めるには、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第30条に基づき、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市社会教育指導員設置に関する規則（平成17年教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条を第8条とし、次のように改める。

（勤務条件）

第8条 社会教育指導員の勤務時間は、1週間に常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲以内とする。その割り振りは、休日を除き、月曜日から金曜日までの4日とし、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲以内で勤務時間の割り振りを変更することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（報酬及び費用弁償）

第7条 社会教育指導員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）に定めるところによる。

## 附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

## 議案第41号

「ミヤコジマソウ」の市指定文化財への指定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年9月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

### 提案理由

「ミヤコジマソウ」は、宮古島市文化財保護審議会より宮古島市文化財の指定基準を満たしているとの答申を受けており、宮古島市指定天然記念物（植物）として文化財の指定をしたいので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市指定文化財「ミヤコジマソウ」

1. 種 別 : 天然記念物 (植物)
2. 名 称 : ミヤコジマソウ
3. 指定の範囲 : 地域を定めず指定
4. 指定基準 : 第6 史跡名勝天然記念物指定基準 3 天然記念物  
(2) 植物 カ. 珍奇又は絶滅に瀕した植物若しくはその  
自 生地
5. 指定の理由  

ミヤコジマソウは、キツネノマゴ科の多年草である。概して海岸の砂地や石灰岩の上に自生し、茎は倒伏して節部から根をおろし長さ 10 cm内外となる。葉は径 1 cm前後程度の円形に近い卵状広楕円形で、表面は濃い緑でやや波打つような凹凸があり、裏は白っぽい。花は頂生の穂状花序、長さ 1 cm位で苞を伴う。径 1 cm余りの白い花をつける。

国内では宮古島にのみ分布し、宮古島が分布の北限地となっている。八重山諸島には分布せず、台湾 (欄嶼)、フィリピン、インドネシア、ニューギニア、ポリネシアに分布が知られている。

ポリネシア系の植物であるミヤコジマソウは、植物地理学上貴重であり、種子の頒布の仕方や地史との関係など、今後明らかにしていく上で学術的に重要なものである。
6. 現 況  

現在、XXXXXXXXXXに自生することが確認されているが、狭い範囲に生育し個体数は少ない。

宮古島における種の保存のためにも、天然記念物指定して保護していくことが望ましい。

環境省カテゴリ：絶滅危惧種 I A 類 (CR)、沖縄県カテゴリ：絶滅危惧 I A 類 (CR)
7. その他 : 自生地は非公開とする。

## 議案第42号

「ミヤコジマハナワラビ」の市指定文化財への指定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年9月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

### 提案理由

「ミヤコジマハナワラビ」は、宮古島市文化財保護審議会より宮古島市文化財の指定基準を満たしているとの答申を受けており、宮古島市指定天然記念物（植物）として文化財の指定をしたいので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市指定文化財「ミヤコジマハナワラビ」

1. 種 別 : 天然記念物 (植物)
2. 名 称 : ミヤコジマハナワラビ
3. 指定の範囲 : 地域を定めず指定
4. 指定基準 : 第6 史跡名勝天然記念物指定基準 3 天然記念物  
(2) 植物 カ. 珍奇又は絶滅に瀕した植物若しくはその  
自 生地

#### 5. 指定の理由

ミヤコジマハナワラビは、ハナヤスリ科ミヤコジマハナワラビ属の植物で、一属一種の多年生草本である。根茎は太く、地中を横走する。地上茎は真っすぐに立ち上がり高さ 20 ～ 40 cm、濃緑色でやや柔らかい。栄養葉は 3 全裂し、それぞれがさらに 3 ～ 4 裂する。裂片は長楕円形で長さ 6 ～ 18cm、柔らかく、表面にはつやがある。葉の縁には不規則な微鋸歯が出る。孢子葉は円柱形、長さ 4 ～ 20 cm である。リュウキュウマツ林内のような比較的乾燥したところや 窪地のようなやや湿った所にも適応し生育する。

国内では沖永良部島、沖縄島、久米島、宮古島、石垣島、小浜島、西表島に分布する。琉球列島は分布のほぼ北限域になる。国外においては、台湾、中国南部、東南アジア、ニューギニア、ポリネシア、ニューカレドニアなどに分布する。

植物地理学上、北限域の植物の研究において貴重である。

#### 6. 現 況

以前は、全島至るところに多くあったと言われているが、現在は XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX にのみ数十個体が確認されている。

種の保存は急を要するため、天然記念物指定して保護していくことが望ましい。

環境省カテゴリ：絶滅危惧 I A 類 (CR)、沖縄県カテゴリ：絶滅危惧 I A 類 (CR)

7. そ の 他 : 自生地は非公開とする。